

通行妨害禁止仮処分命令申立書

平成28年10月28日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中



債権者代理人弁護士

福田 浩久



同

伊藤 美香



同

碓 健太郎



同

種田 和彦



同

朝日 俊雅



当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

仮処分により保全すべき権利

土地占有権に基づく妨害排除及び妨害予防請求権

申立の趣旨

債務者らは、別紙物件目録記載の土地について、債務者らまたは債務者らと意を通じた第三者をして、立ち塞がり、座込み、自動車の駐車、テントの設置、横断幕の設置、その他の方法により、債権者及び債権者から委託を受けた者が上記土地を大型自動車による通行を含めて道路として使用することを妨害してはならない。

申立の理由

第1被保全権利

1 当事者等

- (1) 債権者は長崎県である。現在、債権者は、佐世保市及び川棚町とともに石木ダム建設を推進している。
- (2) 債務者らは、いずれも以下のとおり債権者が付け替え道路を建設するのに反対し、その建設を妨害している者である。

債務者らは以下のとおりいくつかの属性に分類できる。

ア石木ダムの建設予定地の未買収地権者の内、ダム事業計画当初からの地権者の家族や親族。

イ石木ダムの建設予定地の未買収地権者ではあるが、わずかな面積の土地を取得したり、未買収地につき共有者となったいわゆる「一坪地主」。

ウその余の各種支援者（地権者ではない）。

なお、債務者らの半分程度は「右木ダム建設絶対反対同盟」という団体に加入しているようであるが、詳細は不明である。

- (3) 債権者は、御庁平成26年（ヨ）第22号通行妨害禁止仮処分事件において、債務者らの関係者16名につき、本件と同様の仮処分決定を得ている（申8）。

## 2 本件土地及び債権者の占有権

- (1) 別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）は国が所有しており国土交通省が所管している（甲1,2）。

債権者は、石木ダム建設予定地として、平成14年3月8日、本件土地を含む土地を旭碎石株式会社から購入している（甲3）。

ただし、国も購入代金の一部を負担しているため、登記上の所有権者は国名義となっている。

- (2) 債権者の占有権

本件土地については、上記のとおり、実質的な所有者は売買の当事者であり買主の債権者である。また、登記により推定される所有者は国となるが、国が所有者であったとしても本件土地は二級河川川棚川水系川棚川の左支川である石木川の河川敷にあたり河川法10条により長崎県知事が管理権限を有する（甲4の1ないし3）。

従って、債権者は所有権及び河川法により付与された権限のいずれによっても本件土地上につき占有権に基づき、本件土地上を自由に通行する権利を有する。

## 3 債権者による道路建設工事の発注

- (1) 債権者は、株式会社沖道（甲5の1及び2）、株式会社西日本建設（甲6のI及び2）及び株式会社興南商工（甲7の1ないし3）と、それぞれ道路を建設する請負工事契約及びその変更契約を締結している。

以下、上記工事を併せて「本件工事」という。

本件工事につき、契約変更が生じているのは、債務者らの妨害行為による本件工事の進捗が不可能となっており工期の延長を余儀なくされているからである。

- (2) 工事の施工区間等は概要図等のとおりである（甲9、甲10）。

## 4 本件工事を進めるためには本件土地を必ず多数回にわたり通行する必要性があること（甲9、甲10、甲11の1及び2）

- (1) 本件工事を進めて完成するためには本件土地を通行して、本件工事予定地にダンプトラック、散水車、パワショベノレカ、プ、ノレドザ等の大型建設機械を運び込んで作業をする必要がある。工事予定地にこれらの大型建設機械を運び込むには、一般県道嬉野川棚線から本件土地に設置された門扉を通過して本件土地を通り抜けるしかない。現場の情敵写真からみてとれるとおり、工事予定区域の周辺は道のない山林しか無く、工事予定地に行くためには、本件土地を通過していくしかない。

本件土地周辺は採石場として使われており、その際に碎石を運搬しやすいように整備して進入口として利用していたのがこのルートであり、地形的にそれ以外の大型車両の進入できるところはない。その他車両が通れる進入口が1つだけあるが、最大でも2t車くらいまでしか通れないのでそこが通行できても本件工事を進捗させることはできない。

- (2) また、本件工事の作業の工程上、これらの大型建設機械は、一旦、中に入ればそれで工事の作業に問題はないということではなく、各種搬出入等のために頻繁に本件土地を通行して出入りしないとけないので、本件土地の通行を妨害されると本件工事を完成することは不可能となる。
- (3) 以上のとおり、本件工事を進め、これを完成するためには、本件通路が常時通行できる状況で有る必要がある。

- 5 債務者らの妨害による工事の進捗・完成が不可能となっていること（申11の1及び2，甲12の1ないし19,）（以下の記載は、理解しやすいように、下記（ ）書きの番号、当事者目録における債務者番号及び妨害状況報告書（甲12）の枝番を一致させている）。  
債務者らは、債権者及びその委託を受けた建設会社が本件土地を通行して工事をしようとする度に物理力をもってその通行を妨害している（甲15）。

以下は、各債務者の個別的妨害行為である。

以下、個人情報につき削除（遠藤）

- 6 債務者らの将来にわたる妨害のおそれ（甲11の1及び2，甲13の1ないし23）

- (1) 債務者らは、長年にわたって石木ダム工事に絶対反対の立場を一貫して貫いており、その姿勢は頑なである。

債務者らは「死んでも造らせない。」「道路もダムも造らせない。」「ダム工事につながる道路工事は一切許さない。」等の発言を繰り返している。

しかも、債務者らの関係者16名に対し、第1次仮処分命令（甲8）が発せされた後も、債務者らによる妨害行為は一向にやむことは無い。

- (2) 債務者らは、本件土地付近に、駐在用のスペースを作り、1年365日1日24時間、関係者を常駐させ、債権者らが本件土地付近に来るとすぐに応援を呼び、集団的な妨害行為を行う。
- (3) 債務者ら及び関係者の妨害行為は、平成22年に約4か月に渡り妨害行為を継続したことに加え、第1次仮処分前3そして第1次仮処分後と一向に止まることは無い。  
債務者らは、確信犯的に違法行為を行っており、それ故に、仮処分を恐れて身元が分からないような形で妨害行為を継続している。これは、将に、妨害行為を継続しようとの意図の明確な表れである。仮に、将来、妨害をする意思がないならば、仮処分命令を恐れる必要はなく、むしろ自らの素性を明躍にした上で妨害活動をするはずである。
- (4) 債務者らは、力尽くでの工事妨害をあくまで貫くことを、多数回意思表示している（甲13の1ないし23）。
- (5) 以上の事実からすると、将来、債務者らが説得に応じて妨害をストップする可能性は無いと言っても過言では無く債務者らによる通行妨害行為はこの先も債権者が工事継続を断念するまで続くことは確実といえる。

- 7 被保全権利のまとめ

よって、債権者は、債務者らに対し、土地占有権に基づく妨害排除請求権に基づき、通行妨害の禁止ならびに妨害物の撤去を求めるとともに土地占有権に基づく妨害予防請求権に基づき 将来の債権者の土地占有権に基づく通行の妨害を予防するととを求め権利を有している。

## 第2 保全の必要性（甲11のI及び2）

- 1 債権者は、債務者らを被告として、本件占有権に基づく妨害排除及び妨害予防請求の本訴を提起すべく準備中である。  
しかし、現在、債権者においては、債務者らの妨害により本件工事を全く進めることができないことにより現実に以下のとおりの損害が日々生じている。
- 2 (I) 今回3道路工事を進められないことにつき、株式会社沖道、株式会社西岡本建設及び株式会社興南商工には何らの責任もない。従って、工事ができない中で発生する上記工事業者の費用については、債権者が契約上負担せざるを得ない。  
現在、債権者は、工事ができないことにより723,012円の損害が発生している（甲11の2、申14）。  
(2) 債権者は、本件工事につき上記のとおり工事業者に発注しているもので、本来ならば債権者の職員は定期的な現地の確認、や最終的な竣工検査を行うだけである。  
しかし、現状のままの状態が続けば、債権者の多くの職員が債務者らの説得等に多くの時間を割かざるを得なくなり、本来的な県職員としての業務を遂行することが著しく困難となり、債権者の業務推進に支障を来しかねない状況にある。  
また、ひいては納税者である長崎県民にも本来ならば必要のない負担をかけたり、迷惑をかけることになる。  
(3) 本件の県道である付け替え道路は、ダム建設のために必要な道路であり、また、地域住民が代替墓地に行ったり生活道路、農作業用道路等の固的で利用でき、大いに生活上の利便性が向上する。しかし、債務者らの妨害行為が継続して工事が完成できなければこれらの者が本件道路を利用することができない状況が続く。
- 3 債権者は、現在でも、債務者の妨害行為により、上記のとおり被害が生じており、さらに妨害の継続による将来の被害の可能性も極めて高い。債権者の状況は以上のとおりであり、本案訴訟の確定を待っているのは、債権者は回復不可能な被害を蒙ることは確実であるから、早急に債務者の妨害行為の排除及び妨害の予防を求める必要があるため、本申立に及んだ。
- 4 本件において、債務者らの本件工事に対する妨害活動は、何らの法的正当性も持たず保護に値しないことは明らかなので、担保金は無しでの発令をされたい。

### 疎明方法

甲1	全部事項証明書（土地）
申2	地籍図
甲3	土地売買に関する契約書
甲4の1ないし3	長崎県公報2部、河川法施行法（抄）
甲5の1及び2	工事請負契約書及び契約変更請書
甲6の1及び2	工事請負契約書及び契約変更請書
甲7の1ないし3	工事請負契約書及び契約変更請書
甲8	仮処分決定

工事情負契約書及び契約変更請書 工事請負契約書及び契約変更請書 工事請負契約書及び契約変更請書 仮処分決定

9	甲9	工事概要図
10	甲10	現地図面
11	甲11の1及び2	報告書（前所長，現所長）
12	申12のIないし19	妨害状況報告書
13	甲13のIないし23	新聞記事
14	甲14	損害額の算定資料
15	甲15	工事着手結果報告書

## 添付書類

1	疎明方法写し	各1通
2	委任状	1通

以上

以下、個人情報につき削除（遠藤）